

青色申告と白色申告の違い

内 容	青色申告	白色申告
記帳義務	あり（複式簿記に基づいた帳簿書類を完備する必要あり）	青色申告ほどキッチリしていなくてもいいが、売上や経費の帳簿は必要。
青色申告特別控除	10万円または65万円の控除が受けられる。（白色に比べ税額が数万円から30万円ほど少なくなります。）	なし。
青色専従者給与の必要経費算入	同一生計の家族に対する給与を経費にすることが出来る。（届出が必要。金額は事業者が決定できる。）	できない。（ただし、白色の専従者控除がある。金額は妻86万円、子50万円と決められている。）
各種引当金の経費算入	貸倒引当金など各種引当金を設定し経費に入れることが可能。	できない。
減価償却の特例	多くの減価償却の特例は青色申告が要件。	出来ないことが多い。
欠損金の繰越	赤字になった場合、その赤字の金額を翌年以降3年間の黒字と相殺できる。結果として翌年以降の税金が少なくなる。	できない。
税務調査	帳簿をもとにして調査が行われるので、帳簿の記載内容が尊重される。	推計課税といって、その人の財産や生活費から所得（利益）を推計して、税金を計算される場合がある。
対外的な信用度（銀行や取引先など）	帳簿がしっかりしているはずだということで、白色より信用度はかなり高い。	帳簿が出来ていない会社と見られるケースが多く、信用度は低くなる。